

16生社教第60号
環政経発第050225001号
平成17年2月25日

各都道府県環境部局環境教育担当課長 殿
各都道府県教育委員会環境教育担当課長 殿
政令指定都市環境部局環境教育担当課長 殿
政令指定都市教育委員会環境教育担当課長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
竹 下 典 行

環境省総合環境政策局環境経済課長
鎌 形 浩 史

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の施行について

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）については、平成15年7月25日に公布され、平成15年10月1日をもって一部施行されていたところですが、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の閣議決定及び「人材認定等事業に係る登録に関する省令」（平成16年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下「省令」という。）の公布を経て、平成16年10月1日をもって完全施行されたところです。

については、下記について御了知の上、関係部局、区域内の市町村及び学校、関係機関等に対して周知していただくとともに、円滑な運用に対する御配慮をお願いします。

記

第1 法制定等の経緯

地球温暖化の防止、廃棄物・リサイクル対策及び自然環境の保全をはじめとする環境問題の解決に向けて、各主体の自発的な環境保全への取組が求められていること、また、2002年に開催されたヨハネスブルグ・サミットにおいては、日本が提案し、同年の国連総会で採択された決議では、2005年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」と宣言することが決定される等環境保全を担う人づくりを進める気運が内外で高まっていた。このような動きを背景として、平成15年7月に法が制定され、同年10月1日より一部施行されました。

その後、平成16年9月24日に同法第7条第1項に基づく基本方針が閣議決定され、また9月30日に省令が公布され、10月1日の人材認定等事業の事業登録制度の施行をもって法が完全施行されたところです。

第2 留意事項

法において地方公共団体に関する事項として以下のことが規定されたので、特段の御配慮をお願いします。

(1) 地方公共団体の責務（法第6条関係）

各地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(2) 都道府県及び市町村の方針、計画等（法第8条関係）

基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(3) 学校教育等における環境教育に係る支援等（法第9条関係）

国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の資質の向上のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(4) 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（法第10条関係）

雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

と。

民間団体又は事業者であってその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うものに対し、環境の保全に関し指導を行うことができる人材や環境教育等に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(5) 拠点機能整備（第19条第2項関係）

区域の自然的社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び国が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備（拠点機能整備）に努めるものとする。

(6) 財政上の措置等（第22条関係）

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 情報の積極的公表等（第23条）

環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民、民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

(8) 配慮等（第24条）

この法律に基づく措置を実施するに当たっては、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないように配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第3 基本方針について

基本方針には、主として以下のような事項が規定されており、これらを勘案して、第2(2)の方針、計画等の作成及び公表について特段の御配慮をお願いします（基本方針の内容については別紙参照）。

(1) 持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方として盛り込まれている内容は以下のとおり。

様々な個人、団体が、自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくること。

環境やいのちを大切にし、具体的行動をとる人材をつくる環境教育を実施すること。

自発性の尊重、役割分担・連携等へ配慮すること。

(2) 政府が実施すべき施策の基本的な方針について盛り込んだ内容は、主として以下のとおり。

各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成するなど、各教科、総合的な学習の時間を通じた総合的な取組を進めること。

地域と学校が連携し、環境教育を進めることが大切であること。連携を深めるためコーディネーターを育てること。

環境に配慮した学校施設の整備、改修を充実し、これと連携した環境教育を地域と連携して進めること。

家庭や日々の生活における教育を、ITや専門家の力を借りて支援する枠組みづくりを進めること。

官公庁、民間企業等の職場において、環境教育を充実し、職員のボランティア活動の支援を進めること。

人材育成に関わる事業登録制度により、民間の自発的な創意工夫に基づく取組を必要な環境教育の場に広く周知していくこと。

環境保全活動、環境教育、パートナーシップづくりの支援拠点について、機能強化、各機関との連携、コーディネーター等の人材育成を図ること。

ナショナルトラスト活動や見学等の工場の開放など、土地・施設の活用、教育への提供について、取組の周知、民間団体との連携などを支援すること。

政府の持つ環境に関する情報を積極的にわかりやすく公表するとともに、民間の情報の収集・提供を進めること。

「持続可能な開発のための教育の10年」につき、長期的な推進計画等を検討するとともに、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信すること。

